

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,362,593	流動負債	81,930
現金及び預金	3,340,221	未払費用	36,170
営業未収入金	10,917	未払法人税等	2,290
前払費用	10,118	未払消費税等	2,815
その他の流動資産	1,335	前受金	7,801
		預り金	9,853
		賞与引当金	23,000
固定資産	1,389,243	固定負債	872,579
有形固定資産	81,901	預り保証金	4,621
建物	66,898	預り信認金	393,450
備品	15,003	繰延税金負債	18
		退職給付引当金	409,344
無形固定資産	33,662	役員退職慰労引当金	65,145
電話加入権	1,769		
ソフトウェア	31,892		
投資その他の資産	1,273,679	負債合計	954,510
投資有価証券	182,765	(資本の部)	
長期貸付金	35,144	資本金	1,000,000
差入保証金	16,740	資本剰余金	450,000
信認金特定資産	393,450	資本準備金	450,000
違約損失積立金特定預金	628,178	利益剰余金	2,347,299
その他の投資その他の資産	50,800	任意積立金	2,230,915
貸倒引当金	33,399	違約損失積立金	628,178
		建物・機械積立金	1,153,363
		別途積立金	449,373
		当期末処分利益	116,383
		株式等評価差額金	26
		資本合計	3,797,326
資産合計	4,751,836	負債及び資本合計	4,751,836

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
経常損益の部	営業	営業収益	1,242,992
		取引参加者負担金	682,077
		上場関係収入	436,626
		情報関係収入	34,249
		その他の営業収益	90,037
		営業費用	1,216,853
		販売費及び一般管理費	1,216,853
		営業利益	26,138
	営業外	営業外収益	9,655
		受取利息及び配当金	3,978
	その他の営業外収益	5,676	
	営業外費用	-	
	経常利益	35,793	
特別損益の部	特別利益	-	
	特別損失	6,601	
	固定資産除却損	988	
	会員権評価損	3,999	
	その他の特別損失	1,612	
税引前当期純利益		29,191	
法人税・住民税及び事業税		2,290	
当期純利益		26,901	
前期繰越利益		89,482	
当期末処分利益		116,383	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

無形固定資産：定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金.....従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当営業年度の負担額を計上しています。

退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当営業年度における退職給付債務に基づき計上しています。

役員退職慰労引当金.....役員の退職慰労金の支給に備えるため内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたしません。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 102,351 千円

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、基幹業務システムおよび事務機器の一部についてはリース契約により使用しています。

(3) 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他7社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行又は不履行のおそれが生じたこ

とに起因してクリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成 14 年 9 月 30 日現在におけるそれぞれの違約損失積立金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。なお、当取引所の損失補償限度額は 303,178 千円であります。

(4) 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する増加純資産額 26 千円

3.損益計算書に関する注記

(1) 1 株当たり当期純利益 261 円 97 銭